

事業者の皆様へ 事業所から出るごみを適切に処理できていますか？ 家庭ごみステーションに捨てていませんか？

事業所で発生したごみは、**排出事業者自らが責任を持って処理しなければなりません。**



適正にごみ処理を委託しても委託業者が不適正な処理を行った場合には、排出事業者が責任を追及されることがあります。

事業所から発生したごみを、家庭ごみステーションに捨てる行為は**量に関係なく不法投棄として処罰**される場合があります。



事業系ごみの標準的な処理の流れ

事業系ごみを適正に処理するために必要な情報について、**①適正な分別** から **④マニフェストの管理** までを説明します。



チェックしてみてください!!

・分別：事業所から出るごみの種類を知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：ごみの収集運搬・処分を委託している業者を知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：産業廃棄物については契約を書面で締結している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：事業所から出たごみがどのように処理されているか知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・契約：ごみ処理にかかっている金額を知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・引渡し：産業廃棄物についてはマニフェストを交付している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・管理：産業廃棄物についてはマニフェスト・契約書を5年間保管している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

1つでも「いいえ」にチェックが入ったあなた、自分が出したごみを他人任せにしていますか？

正しいごみ処理のしかたを 動画配信中！

事業所から出るごみの処理のしかたを、わかりやすく動画にしました。概要版を廃棄物対策課 HP に掲載しているほか、DVD の貸出しも行っていきますので、研修などでご活用ください。また、出張講座も随時受付しています。ご希望の方は 廃棄物対策課事業所指導担当 (☎089-948-6959) までご連絡ください。




詳しくは、松山市 HP で検索

# ①適正な分別


事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に分かれます。それぞれ処分先が異なりますので、下表を参考に分別し、適切な処分先へ自ら運搬するか、許可を受けた収集運搬業者に運搬を委託してください。

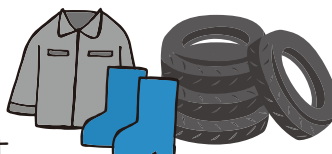
産業廃棄物		事業系一般廃棄物		
法令で定められているもの		産業廃棄物以外のもの		
ごみの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチック類</li> <li>・金属くず</li> <li>・がれき類</li> <li>・ゴムくず</li> <li>・汚泥</li> <li>・廃油</li> <li>・廃酸</li> <li>・廃アルカリ</li> <li>・燃え殻</li> <li>・ばいじん</li> <li>・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>・鉱さい</li> <li>・産業廃棄物を処分するために処理したもの</li> </ul>	<p>下記①～⑦のものは、業種により<b>産業廃棄物</b>(カッコ内が指定業種)となりますが、<b>指定業種以外の飲食店、小売店、オフィスなどから出る場合、事業系一般廃棄物</b>となります。</p> <p>①紙くず(建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷物加工業、パルプ製造など)                  ②木くず(建設業、木材木製品製造業、輸入材木の卸売業など)                  ※木製パレットは業種を問わず<b>全て産業廃棄物</b>                  ③繊維くず(建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など)                  ④動植物性残さ(食料品・医薬品・香料製造業)                  ⑤動物系固形不要物(と畜場、食鳥処理場)                  ⑥動物のふん尿(畜産農業)                  ⑦動物の死体(畜産農業)</p>	<p><b>可燃物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ、残飯(水切りをする)</li> <li>●リサイクルできない紙類                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙皿</li> <li>・紙コップ</li> <li>・500ml未満の紙パック類</li> <li>・使用済みの紙ナプキン</li> <li>・ティッシュペーパー</li> </ul> </li> <li>●落ち葉、草(土は取り除く)</li> </ul> <p><b>黄色透明袋に入れてください</b></p> <p>※家庭ごみステーションには捨ててはいけません。</p>	<p><b>リサイクルできるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紙ごみ(OA用紙、新聞・情報誌、段ボール、500ml以上の紙パック類、機密書類、本・雑誌)</li> <li>●剪定枝などの木くず</li> <li>●食品循環資源(リサイクルできる生ごみ)</li> </ul>
	収集運搬	<p>自ら運搬もしくは許可を受けた収集運搬業者に運搬を委託</p> <p>産業廃棄物・事業系一般廃棄物許可業者検索</p> <p>松山市の許可業者 松山市HPで検索 (<a href="https://www.city.matsuyama.ehime.jp/">https://www.city.matsuyama.ehime.jp/</a>) 廃棄物処理業者 検索</p> <p>愛媛県の許可業者 愛媛県HPで検索 (<a href="https://www.pref.ehime.jp/">https://www.pref.ehime.jp/</a>) 産業廃棄物処理業者 検索</p>		

処分	自ら処分もしくは許可を受けた処分業者に処分を委託	
	<p>産業廃棄物の処分を業者に委託する際には、<b>排出するごみを処分することができる、許可のある業者を選定しなければなりません。</b></p> <p><b>産業廃棄物許可業者検索</b></p> <p>松山市の許可業者 松山市HPで検索 (<a href="https://www.city.matsuyama.ehime.jp/">https://www.city.matsuyama.ehime.jp/</a>) 産業廃棄物処理業者 検索</p> <p>愛媛県の許可業者 愛媛県HPで検索 (<a href="https://www.pref.ehime.jp/">https://www.pref.ehime.jp/</a>) 産業廃棄物処理業者 検索</p>	<p><b>南クリーンセンター</b> 松山市市坪西町 1000番地1 TEL.089-971-8862 FAX.089-971-7400</p> <p><b>西クリーンセンター</b> 松山市大可賀3丁目 525番地6 TEL.089-953-1153 FAX.089-953-2811</p> 

## 事業系と家庭系ではごみ分別の仕方が異なります。

**注意!**

例えば「マーク」がついていなくても、事業系ごみを分別する際、**プラスチック・ビニール製品は全て産業廃棄物の「廃プラスチック類」となります。**

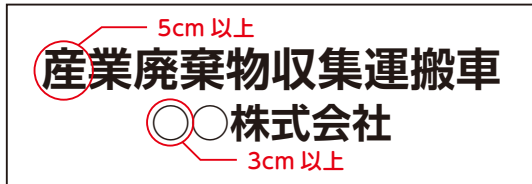


合成繊維や合成ゴムから作られた製品も「**廃プラスチック類**」となります。

# 産業廃棄物を自ら運搬する排出事業者の皆様へ

排出事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合は、運搬する**車両の表示**及び**書面の備え付け(携帯)**が必要です。

## ●車両の表示 (みほん)



### 表示項目

- ①産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ②排出事業者名

### 注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

## ●書類の備え付け (携帯)

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物の積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

※産業廃棄物を運搬する場合であっても、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。

## ②処理業者との契約

産業廃棄物の処理を委託する際のルールは、法律で決められています。

### 委託契約のポイント

- ・排出事業者は、収集運搬業者・処分業者それぞれと、書面にて契約を締結する。
- ・契約書には、法定記載事項を盛り込み、「許可証」の写しを添付する。
- ・契約書及び添付書類は、契約の終了日から5年間保存する。

## ③ごみの保管と引渡し <保管基準とマニフェスト交付>

### ●廃棄物の保管基準

廃棄物は、収集運搬されるまでの間、適正に保管しましょう。代表的な保管基準は以下のとおりです。

- ・保管場所の周囲に囲いを設ける。
- ・廃棄物の飛散流出、地下浸透を防ぎ、悪臭や害虫が発生しないように適切な管理をする。
- ・右図のような表示を見やすい場所に設ける。

### ●産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

マニフェストとは、産業廃棄物の処理状況を管理するための書類で、**産業廃棄物を委託業者に引き渡す度に、排出事業者が交付**します。

複写式の紙伝票を利用する**紙マニフェスト**(右図)と情報処理センターにパソコンを使って情報登録する**電子マニフェスト**があります。

表示例

産業廃棄物保管場所	
名称	株式会社 ○○○○
所在地	松山市△△町××番地
責任者氏名	松山 太郎
連絡先	089-○○○-xxxx
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
最大の高さ	2.1m

60cm以上

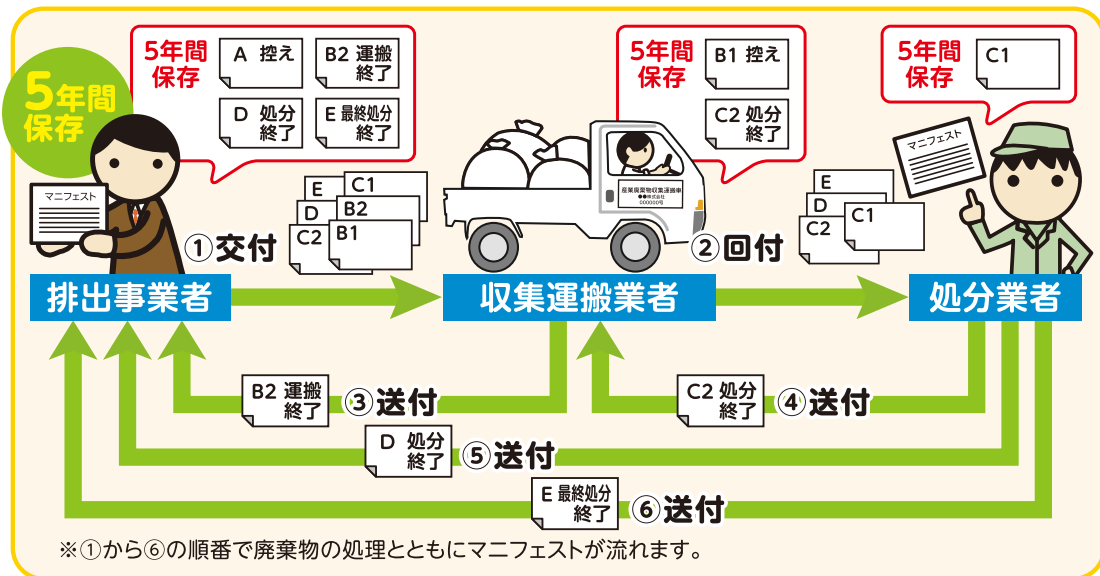
60cm以上



④ マニフェストの管理 < 処理状況の確認や保存・報告義務等 >

● マニフェストによる処理状況の確認

委託業者から送付されるマニフェストの写しで、処分が完了したことを確認します。マニフェストは送付された日から**5年間保存**してください。



● マニフェストの交付状況等を報告 (松山市長への報告は、**排出場所が松山市内のものに限る。**)

前年度 (4月1日から3月31日まで) に、1枚でもマニフェストを交付した事業者は、6月30日までに、その交付状況等を市に報告する義務があります。(※電子マニフェストの場合は不要)

● マニフェストの虚偽記載等についての罰則があります。

マニフェストの未交付、虚偽記載等は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることがあります。

**特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出する事業場を設置している事業者の皆様へ**

前々年度の特別管理産業廃棄物の**排出量が50トン以上 (PCB廃棄物を除く)** の事業場を設置している事業者は**電子マニフェストの使用義務があります。**

● 電子マニフェストとは

パソコンやスマートフォンなどを使い、マニフェストの情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。(※三者が電子マニフェストに加入しておく必要があります)

● 電子マニフェスト導入のメリット

- パソコンのほか、スマートフォンなどでも情報入力が可能
- 紙伝票の保管が不要 (5年間システムの記録を確認可能)
- 法定記載事項の記載 (入力) 漏れがない
- 毎年のマニフェスト交付等状況報告書の提出が不要

● 使用義務対象者が、紙マニフェストを交付した場合は、**罰則があります。**

使用義務対象者が、紙マニフェストを交付した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

お問い合わせ先

JWNETサポートセンター 電話番号 0800-800-9023 (フリーアクセス、通話料無料)  
 問い合わせ対応時間 月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) の午前9時～午後5時

JWNET HPで検索

電子マニフェスト

検索

# 昭和52年3月以前の建物を所有する事業者の皆様へ!

## PCBを含む照明器具がありませんか?



PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、その毒性や慢性的な摂取による健康被害が報告されています。PCBは業務用・施設用の照明器具にある安定器に含まれていることがあり、製造から40年以上が経過すると、安定器が劣化して破裂し、PCBが漏れ出す事故が発生しています。

昭和52年3月以前に建てられた建物を所有する事業者で、下記のような照明器具がある場合は、PCBを含む安定器がある可能性がありますので、電気工事業者などに確認を依頼してください。

### PCBが含まれる照明器具の例

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された次の照明器具の一部にPCBが使用されています。



### PCBが含まれる電気機器の例

上記の照明器具のほか、トランスやコンデンサ等の電気機器についてもPCBが含まれている可能性があります。



### PCB廃棄物の処分期間と処分先

PCB廃棄物の処分期間、処分先については、次のとおりです。

	高濃度PCB廃棄物		低濃度PCB廃棄物	
	安定器・汚染物等		トランス・コンデンサ	可燃性(塗膜・汚泥等)の汚染物
PCBの濃度	5,000mg/kg超		0.5超～ 5,000mg/kg <small>※低濃度のうち微量は数mg/kg～数十mg/kg</small>	5,000mg/kg超～ 100,000mg/kg以下
処分期間	令和3年3月31日まで		令和9年3月31日まで	
処分先	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO)北九州PCB処理事業所 <small>※申込み手続きについては、JESCO HPをご覧ください。  <a href="http://www.jesconet.co.jp/index.html">http://www.jesconet.co.jp/index.html</a></small>		無害化処理認定施設等 <small>※無害化処理認定施設等の詳細については、                      環境省HPをご覧ください。  <a href="http://www.env.go.jp/">http://www.env.go.jp/</a></small>	

☆PCB廃棄物は、定められた期間内に必ず処分しなければなりません。

※現在使用中の機器も期間内に使用を終え、処分しなければなりません。

※期間内に処分せず、改善命令に違反した場合には、3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰則規定が設けられています。

### 保有事業者の義務

●保管・処分状況等の報告

松山市内でPCB含有機器を保有する事業者は、市に届出が必要です。

●保管する際の基準

PCB廃棄物の保管場所であることを表示するなど、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って、保管してください。

松山市 ホームページ

PCB廃棄物の  
保管・処理方法



詳しくは、松山市 HP で検索

PCB廃棄物

検索

## 不法投棄や野外焼却等は犯罪です！

不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託は、絶対にしないでください！！



### 罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方  
さらに、法人の場合は、3億円以下の罰金（無許可業者への委託は1,000万円以下の罰金）

## 建設業の下請業者の皆様へ！ 廃棄物の収集運搬には許可が必要です！

建設工事に伴う廃棄物は、**元請業者に処理責任**があります。

廃棄物収集運搬業許可のない下請業者は、元請業者から廃棄物の処理を頼まれても運ぶことはできません。無許可の下請業者が廃棄物を運んだ場合、**元請業者は委託基準違反、下請業者は無許可営業**の罪に問われる場合があります。

### 不適正

× 廃棄物収集運搬業許可のない下請業者に委託

#### 【違反内容】

元請業者：委託基準違反  
下請業者：無許可営業

#### 【罰則】

5年以下の懲役 もしくは  
1,000万円以下の罰金  
または この両方

下請業者が廃棄物の収集運搬を行うには**廃棄物収集運搬業の許可**が必要です。  
元請業者が運搬するか、もしくは廃棄物収集運搬業許可のある業者に収集運搬を委託しましょう。

### 適正

◎ 廃棄物収集運搬業許可のある下請業者に委託

#### 〈正しい方法〉

- ・元請業者自らが収集運搬
- ・許可のある下請業者が収集運搬
- ・下請業者以外の許可業者が収集運搬

## 元請業者の皆様へ！ 建物解体の場合に注意が必要です！

- ・建物の所有者や入居者が**残した家具等**は、**所有者等の責任**で処理しなければなりません。
- ・残された家具等は、解体工事に伴う廃棄物ではないため、元請業者の廃棄物として処理することはできません。解体前に家具等が無いことを必ず確認しましょう。

## お問合せ先

### 松山市役所 環境部 廃棄物対策課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市HP <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

事業系ごみ適正処理について  
さらに詳しい情報はこちら!!

松山市 ホームページ

ごみ分別  
はやわかり帳  
【事業者用】

